

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 飯能市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	20	2-アミノエタノール	1	11	2,500	17	2,500	0	0
1	53	エチルベンゼン	8	4	40,800	7	9,900	0	30,900
1	71	塩化第二鉄	1	11	70,000	6	70,000	0	0
1	80	キシレン	12	1	666,000	3	15,100	0	650,900
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	11	25,000	10	25,000	0	0
1	265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	1	11	2,500	17	2,500	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	11	18,000	11	0	18,000	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	11	2	477,500	4	6,700	0	470,800
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	5	30,600	9	1,200	0	29,400
1	300	トルエン	11	2	1,729,800	1	119,800	0	1,610,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	5	1,043,000	2	520,000	0	523,000
1	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1	11	4,000	15	4,000	0	0
1	400	ベンゼン	6	7	96,300	5	0	0	96,300
1	405	ほう素化合物	1	11	730	22	730	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	500	24	500	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	2,500	17	2,500	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	11	700	23	700	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	9	16,200	13	16,200	0	0
3	21	硝酸	1	11	800	21	800	0	0
3	34	マグネシウム	1	11	1,800	20	1,800	0	0
3	35	メタノール	1	11	17,000	12	17,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	11	3,900	16	3,900	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	9	11,000	14	11,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	31,400	8	31,400	0	0
		合計	—	—	4,292,530	—	863,230	18,000	3,411,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。